

## 大阪大学核物理研究センター産学官連携問題委員会規程

第一条 大阪大学産学官連携問題委員会規程第一条第二項の規定に基づき、大阪大学核物理研究センター産学官連携問題委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第二条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 受託研究の受入れに関する事。
- 二 企業等との共同研究に関する事。
- 三 奨学寄附金その他の寄附の受入れに関する事。
- 四 その他産学官連携に関する事。

第三条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 教授

2 委員会の委員は、センター長が委嘱する。

第四条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

第五条 委員長が必要であると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

第六条 委員会に関する事務は、センター事務部で行う。

第七条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規程は、昭和六十一年十一月四日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成十六年四月一日から施行する。